

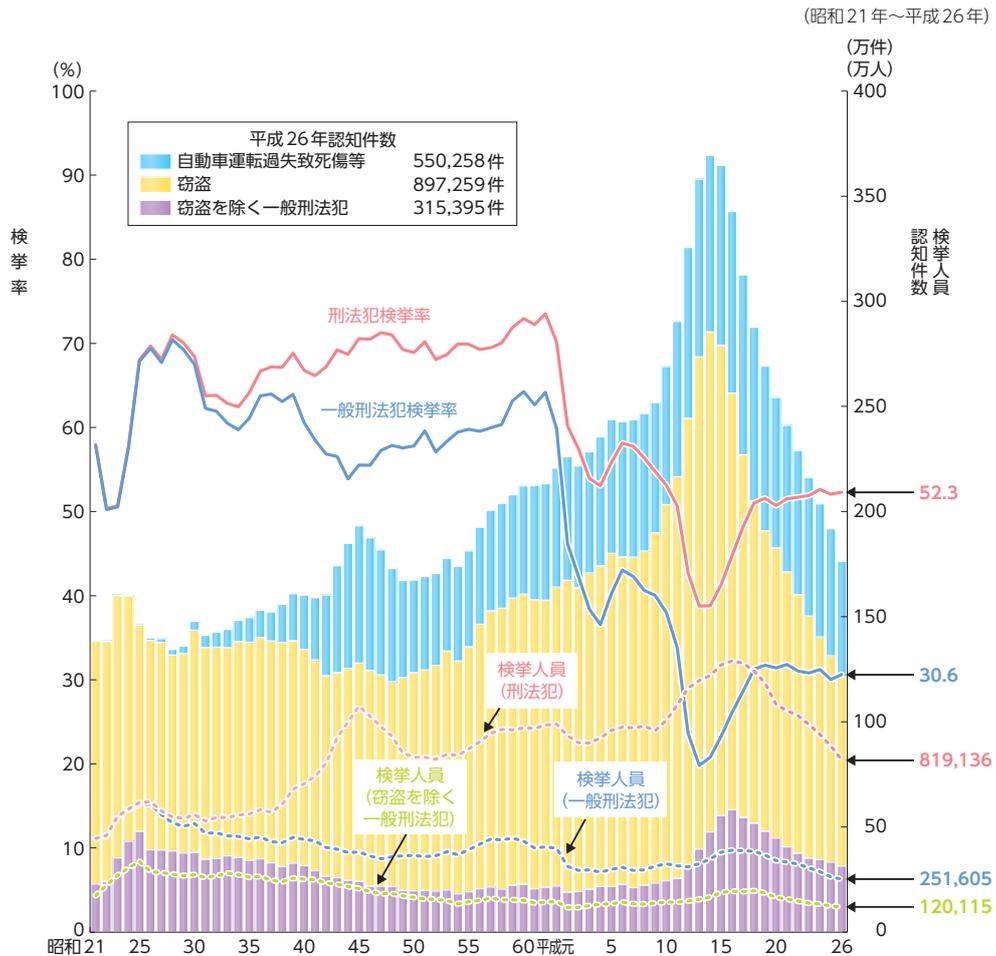
第1編 犯罪の動向

1 刑法犯

(1) 主な統計データ

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、1-1-1-1図のとおりである。

1-1-1-1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の一般刑法犯は、業過を除く刑法犯である。

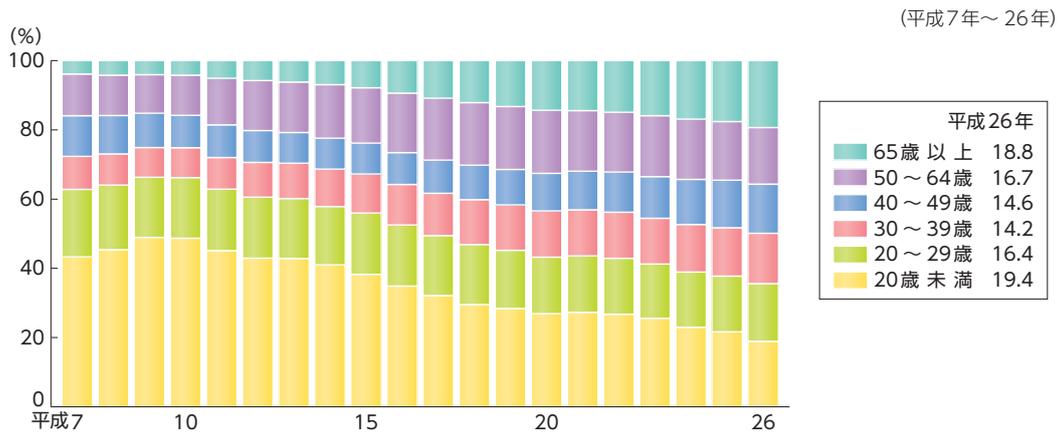
刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を記録し、14年には369万3,928件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、年々減少し、26年は176万2,912件（前年比15万5,017件（8.1%）減）であった。15年からの認知件数の減少は、刑法犯の過半数を占める窃盗の認知件数が大幅に減少し始めたことに伴っている。

平成26年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、窃盗が50.9%と最も高く、次いで、自動車運転過失致死傷等（31.2%）、器物損壊（7.2%）の順であった。

刑法犯の検挙人員は、平成11年から毎年戦後最多を更新し、16年に128万9,416人を記録した後、17年から減少に転じて、26年は81万9,136人であった。同年の一般刑法犯（刑法犯全体から自動車運転過失致死傷等を除いたもの）の検挙人員は、戦後最少の25万1,605人であった。

一般刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-1-1-6図のとおりである。65歳以上の者の構成比は、平成7年には3.9%（1万1,440人）であったのが、26年は、18.8%（4万7,252人）を占めており、高齢化が進んでいる。

1-1-1-6図 一般刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。

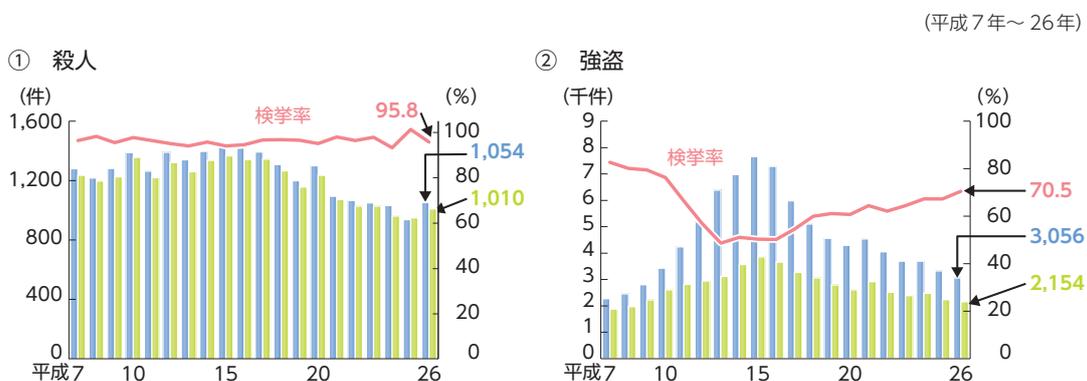
(2) 一般刑法犯

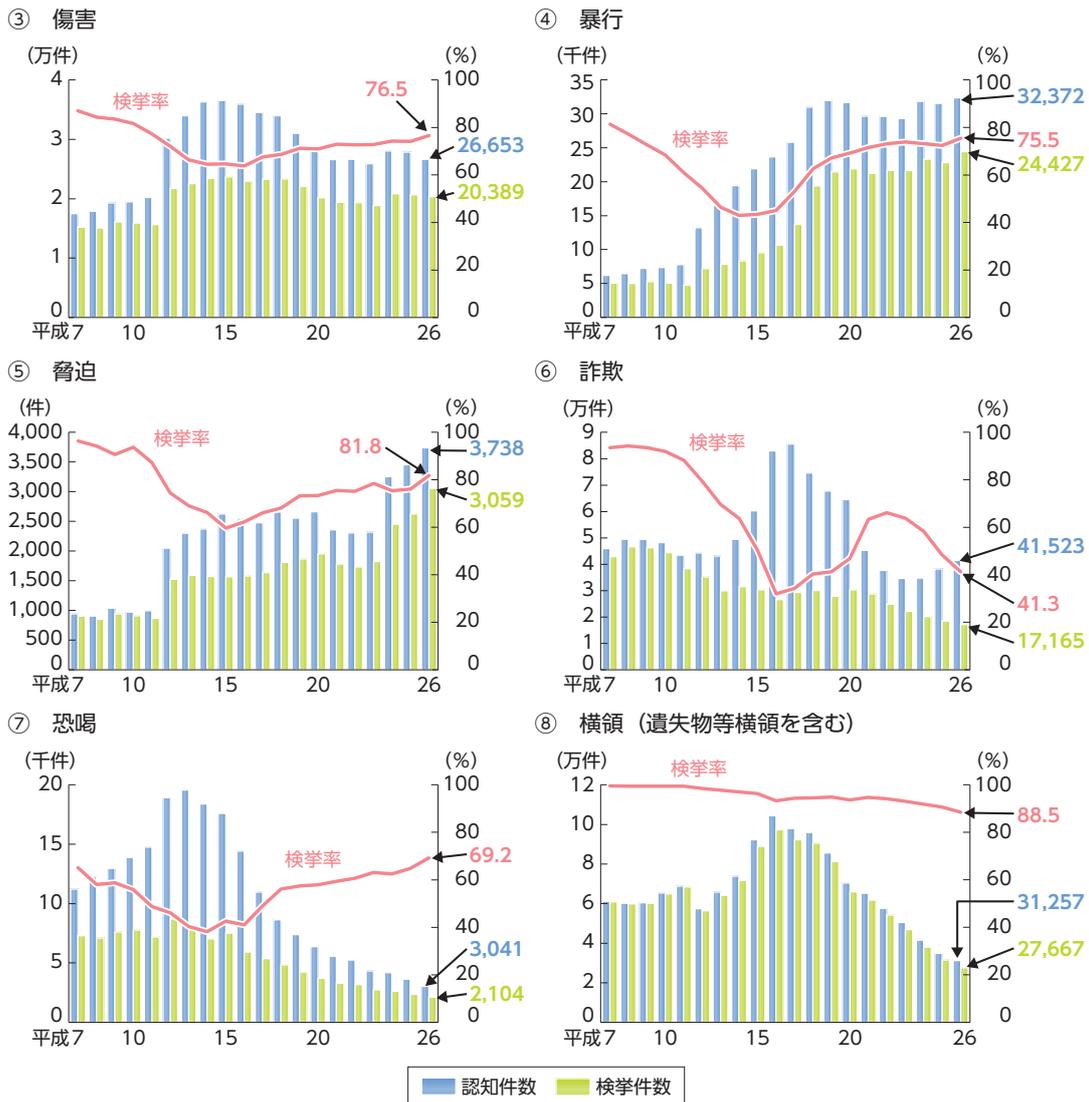
窃盗は、認知件数において一般刑法犯の大半を占める（平成26年は74.0%）。同年の認知件数は、戦後最少の89万7,259件（前年比8万3,974件（8.6%）減）であった。

窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少している。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-5図のとおりである。

1-1-2-5図 一般刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）





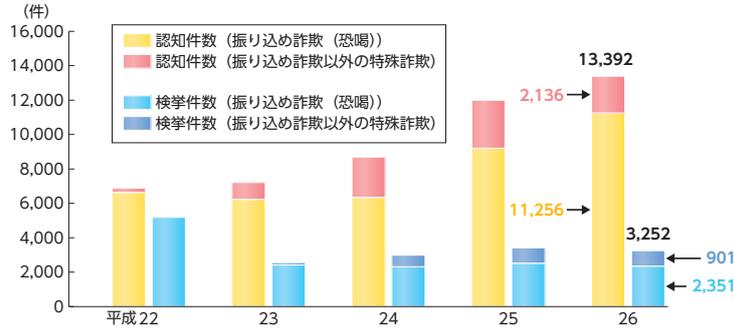
注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した後、平成18年から減少に転じたが、近年増加傾向にあり、26年は4万1,523件（前年比3,221件（8.4%）増）であった。このうち、振り込め詐欺（恐喝）及びそれ以外の特殊詐欺の認知件数、検挙件数及び被害総額の推移（最近5年間）は、1-1-2-7図のとおりである。特殊詐欺全体では、平成26年は、検挙件数がわずかに減少（前年比167件（4.9%）減）した一方で、認知件数（前年比1,394件（11.6%）増）及び検挙人員（前年比211人（11.9%）増）は増加した。また、同年は、振り込め詐欺以外の特殊詐欺の被害総額が前年から減少したものの（前年比19.6%減）、振り込め詐欺（恐喝）の被害総額の増加（前年比47.5%増）に伴い、特殊詐欺全体としての被害総額は、約562億円にまで増加（前年比15.6%増）した。

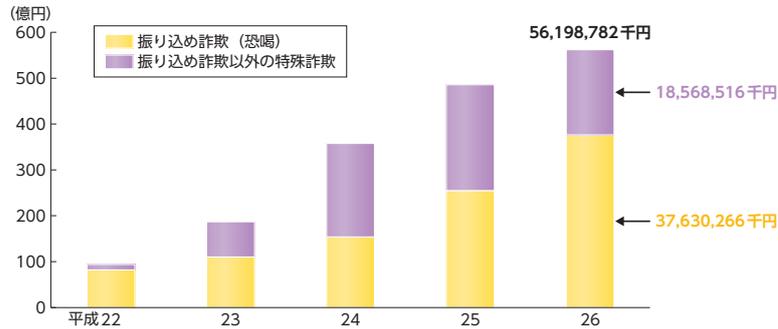
1-1-2-7 図 特殊詐欺 認知件数・検挙件数・被害総額の推移

(平成22年～26年)

① 認知件数・検挙件数



② 被害総額



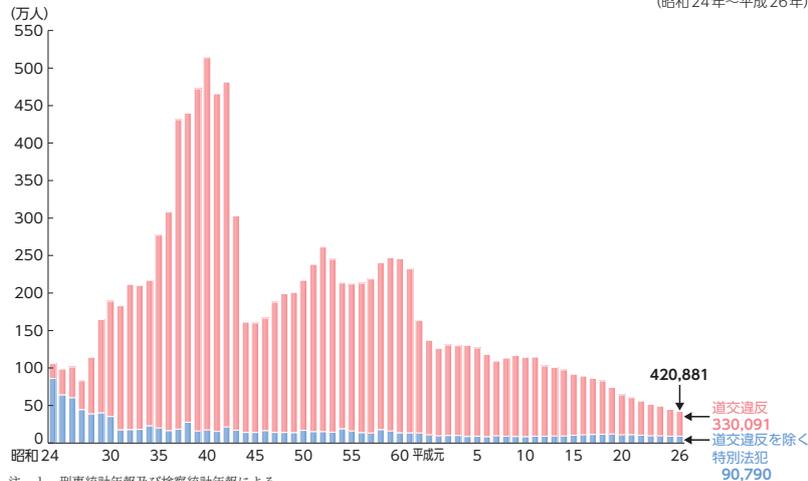
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺もうし、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称である。
 このうち、「振り込め詐欺」は、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺であり、「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」は、金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺、異性とのお付き合い名目の詐欺等である。
 3 ①において、「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」につき、認知件数は統計の存在する平成22年2月以降の数値を、検挙件数は統計の存在する23年1月以降の数値を示した。
 4 ②において、金額については、千円未満切捨てである。
 5 ②において、「振り込め詐欺以外の特殊詐欺」の被害総額は、統計の存在する平成22年2月以降の数値を示した。

2 特別法犯

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、1-2-1-1 図のとおりである。その人員は、特別法犯全体では、平成12年から15年連続で減少しており、18年から、昭和24年以降で最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加した後、20年からおおむね減少傾向にあるが、26年は前年比で0.4%増加した。

1-2-1-1 図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

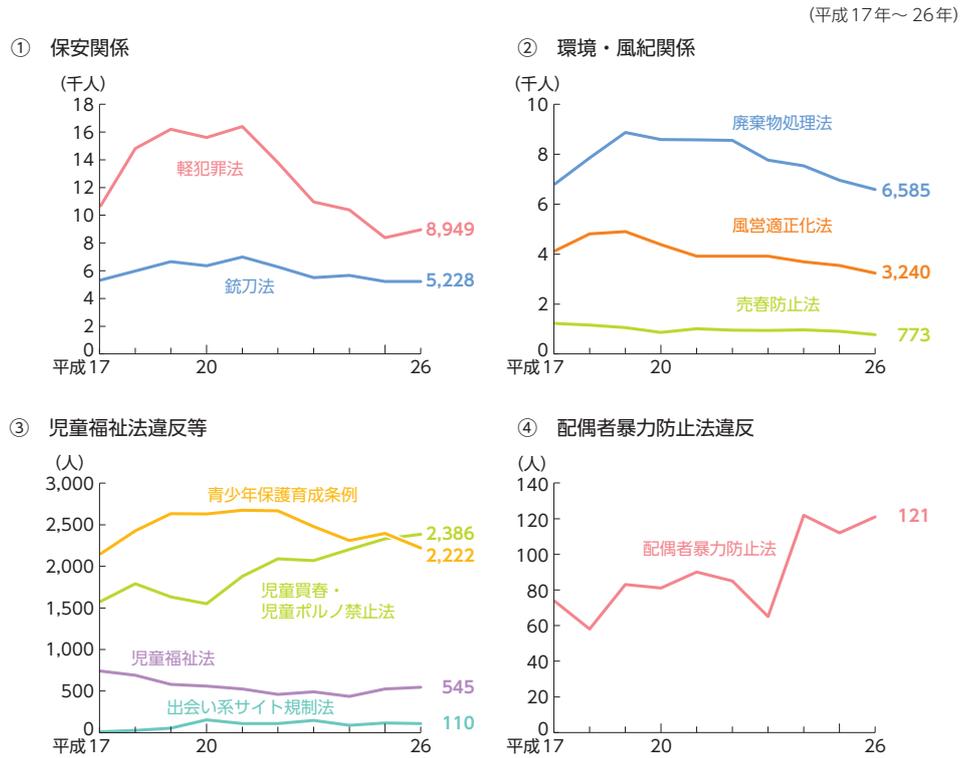
(昭和24年～平成26年)



注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、次の法令の違反をいう。
 昭和24年 自動車取締令、道路取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 25年～34年 自動車取締令、道路交通取締法及び道路交通取締令
 35年～37年 道路交通法及び道路交通取締令
 38年～43年 道路交通法、道路交通取締令及び保管場所法
 44年～平成26年 道路交通法及び保管場所法

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近10年間）は、1-2-2-1図のとおりである。

1-2-2-1図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

ストーカー事案の検挙件数の推移（最近10年間）は、1-2-2-4表のとおりである。ストーカー規制法違反では、ストーカー行為罪の検挙件数が平成24年から著しく増加しており、26年は23年の約3倍であった。他法令による検挙件数の総数も、24年から著しく増加し、26年は23年の約2.4倍であった。

1-2-2-4表 ストーカー事案の検挙件数の推移

(平成17年～26年)

区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
ストーカー規制法	200	183	242	244	263	229	205	351	402	613
ストーカー行為罪	198	178	240	243	261	220	197	340	392	598
禁止命令等違反	2	5	2	1	2	9	8	11	10	15
他法令(総数)	701	653	718	716	759	877	786	1,504	1,574	1,917
殺人	6	6	3	11	11	7	7	3	15	14
傷害	112	113	113	106	93	160	120	243	227	213
暴行	38	44	41	50	70	73	62	141	153	179
脅迫	74	75	85	88	87	106	90	277	286	465
住居侵入	117	103	103	111	124	147	125	270	263	309
器物損壊	101	93	110	78	94	93	91	160	147	155
その他	253	219	263	272	280	291	291	410	483	582

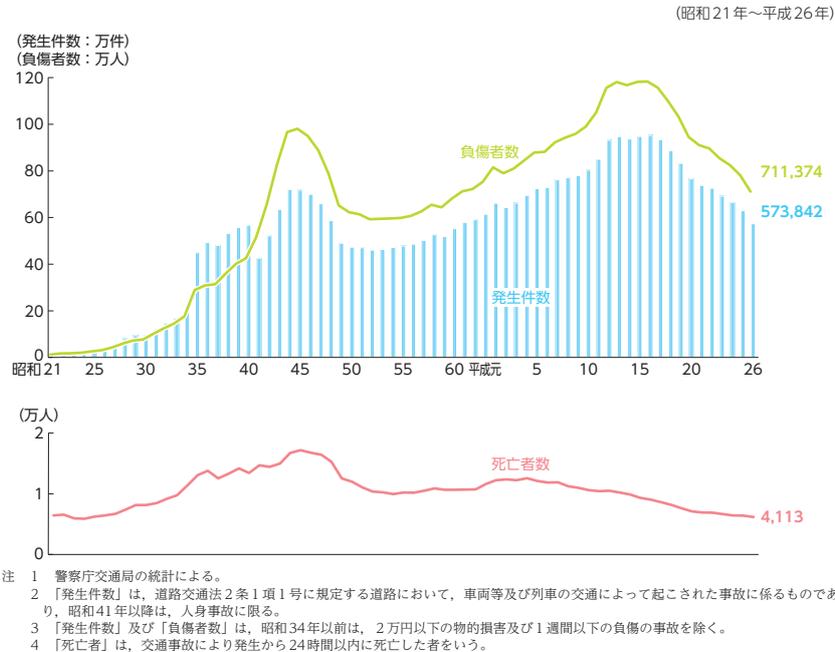
- 注 1 警察庁生活安全局及び警察庁刑事局の資料による。
 2 ストーカー規制法違反による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 他法令による検挙件数は、刑法犯及びストーカー規制法違反を除く特別法犯の検挙件数であり、発生した事件を検挙した後、当該事案がストーカー事案であることが判明したものを含む。
 4 他法令による検挙件数は、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「脅迫」は、強要を含まない。

3 各種の犯罪

(1) 交通犯罪

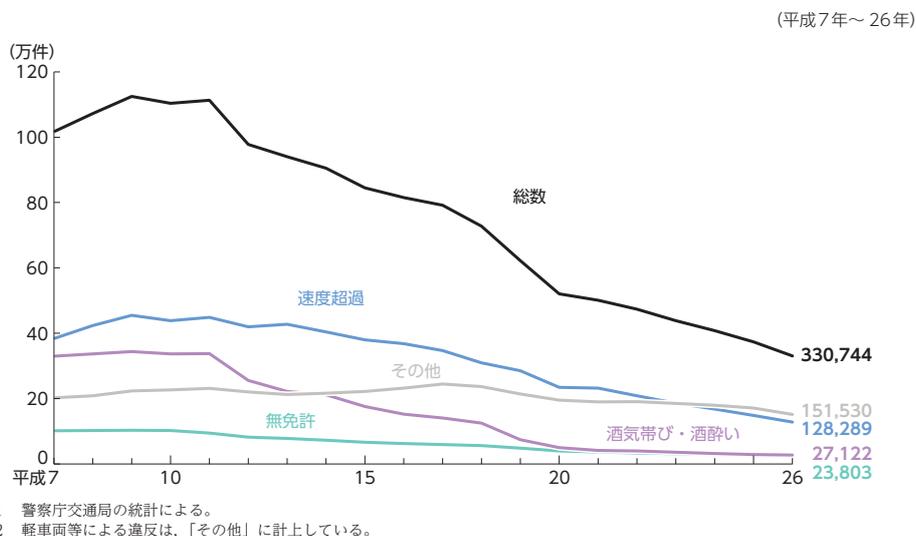
交通事故の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（昭和21年以降）は、1-3-1-1図のとおりである。発生件数及び負傷者数は、平成17年から10年連続で減少している。死亡者数は、5年以降減少傾向にあり、26年は4,113人（前年比5.9%減）であった。

1-3-1-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移



道交違反の送致事件（非反則事件として送致される事件）について、取締件数の推移（最近20年間）を見ると、1-3-1-3図のとおりである。その件数は、平成11年まで100万件を超えて推移していたが、12年からは毎年減少し、26年は33万744件であった。特に酒気帯び・酒酔いは、7年の取締件数と比較すると、10分の1以下になっている。

1-3-1-3図 道交違反 送致事件の取締件数の推移

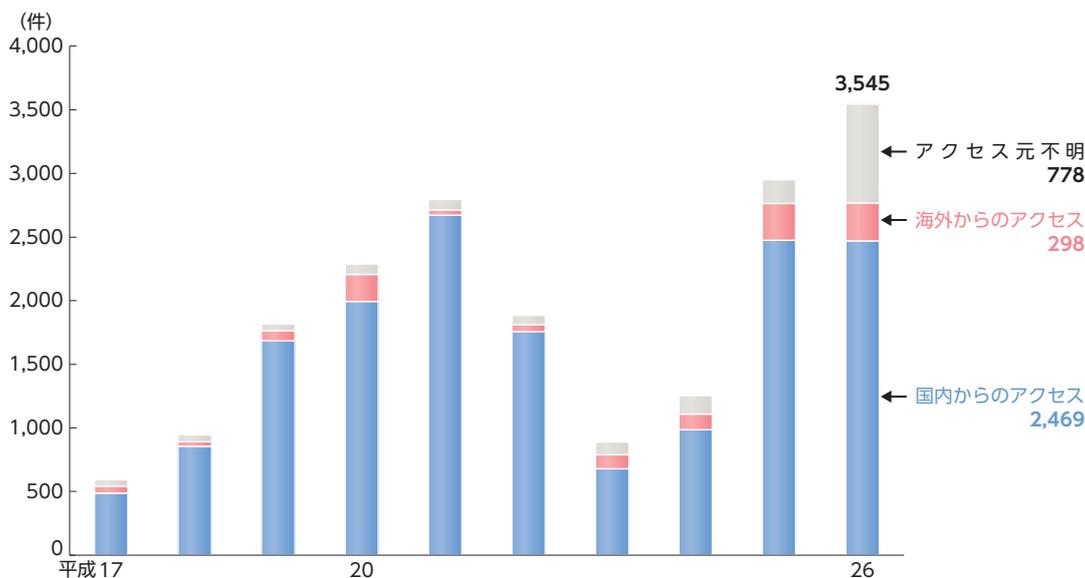


(2) サイバー犯罪

1-3-3-1図は、不正アクセス行為の認知件数の推移（最近10年間）を、国内・海外のアクセス元別に見たものである。認知件数の総数は、平成22年から2年続けて減少したが、23年を底に増加に転じ、26年は23年の約4倍であった。依然として国内からのアクセスが多くを占めているが、26年は、アクセス元不明が急増した。

1-3-3-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移（国内・海外のアクセス元別）

(平成17年～26年)



- 注 1 警察庁生活安全局、総務省情報流通行政局及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理した場合のほか、余罪として新たな不正アクセス行為の事実を確認した場合、報道を踏まえて事業者等に不正アクセス行為の事実を確認した場合、その他関係資料により不正アクセス行為の事実を確認することができた場合において、被疑者が行った構成要件に該当する行為の数である。
3 アクセス元は、不正アクセス行為の被害に遭ったコンピュータへの直近のアクセス元による。例えば、海外から国内のコンピュータを経由して不正アクセスした場合には、「国内からのアクセス」として計上している。

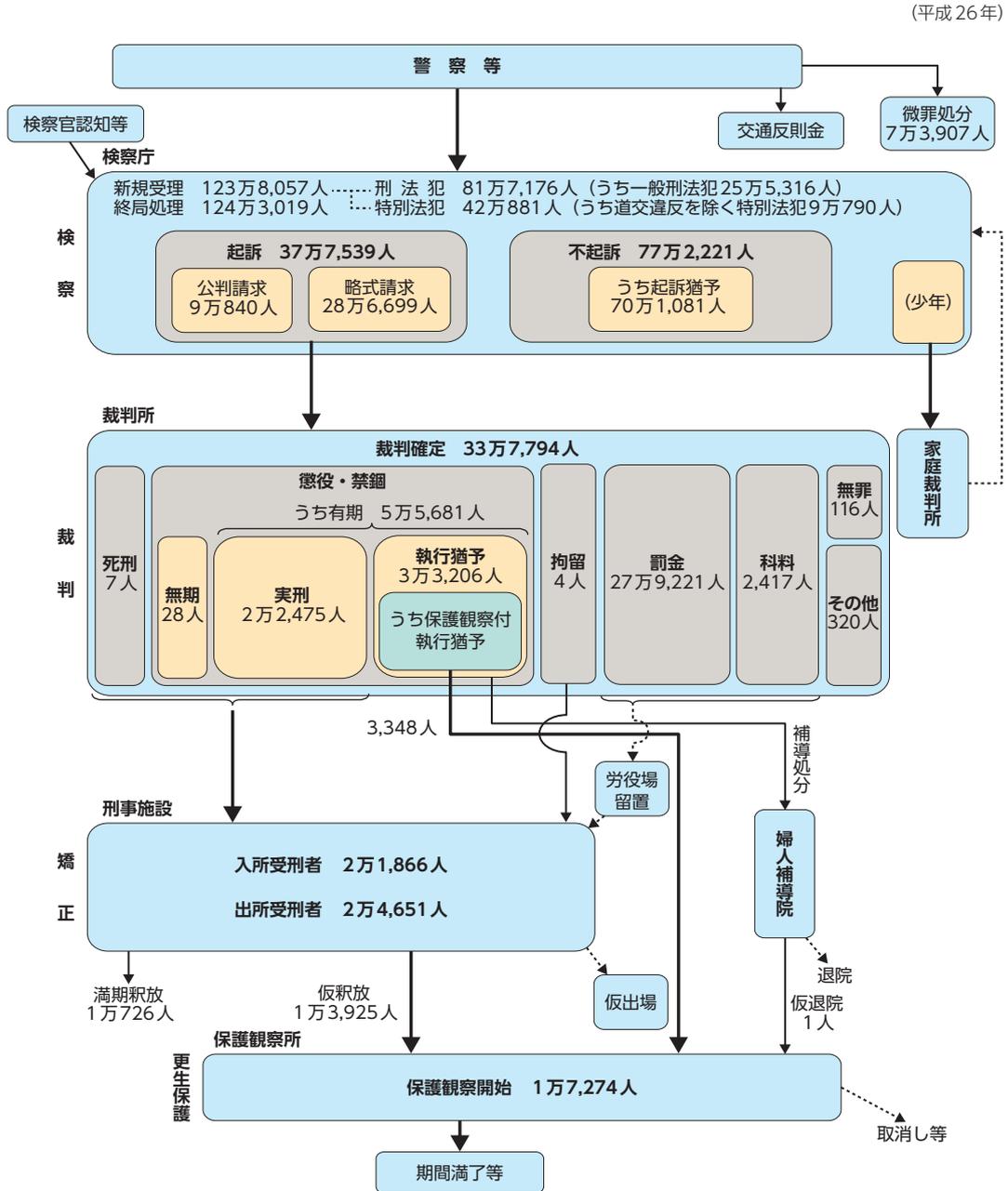
平成26年における不正アクセス行為の認知件数について、被害を受けた特定電子計算機（ネットワークに接続されたコンピュータをいう。）のアクセス管理者（特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。）別の内訳を見ると、「一般企業」の被害が最も多く（3,468件、構成比97.8%）、次いで、「大学・研究機関等」（56件、同1.6%）、「プロバイダ」（16件、同0.5%）、「行政機関」（3件、同0.1%）の順であった。また、不正アクセス行為後の行為の内訳を見ると、「インターネットバンキングの不正送金」が最も多く（1,944件、構成比54.8%）、次いで、「他人へのなりすまし」（1,009件、同28.5%）、「インターネットショッピングの不正購入」（209件、同5.9%）、「情報の不正入手」（177件、同5.0%）の順であった。

第2編 犯罪者の処遇

1 概要

成人犯罪者に対する刑事司法手続の流れは、2-1-1図のとおりである。

2-1-1図 刑事司法手続（成人）の流れ



- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 各人員は平成26年の人員であり、少年を含む。
 3 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 4 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放又は満期釈放の者に限る。
 5 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限る。
 6 「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

2 検察

平成26年における検察庁新規受理人員の総数は、123万8,057人であり、前年より9万4,860人（7.1%）減少した。刑法犯は、17年から減少し続け、26年は81万7,176人（前年比7.4%減）であった。特別法犯は、12年から減少し続けており、26年は42万881人（同6.6%減）であった。

平成26年における検察庁終局処理人員は、124万3,019人（前年比7.3%減）であり、その内訳は、公判請求9万840人、略式命令請求28万6,699人、起訴猶予70万1,081人、その他の不起訴7万1,140人、家庭裁判所送致9万3,259人であった。公判請求人員は、17年から減少し続けていたが、26年は前年より354人（0.4%）増加した。全事件の起訴率は、32.8%であった。

3 裁判

裁判確定人員は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、26年は、33万7,794人（前年比7.5%減）となっており、10年間で半減している。その減少は、道交違反の人員の減少によるところが大きい。同年の無罪確定者は、116人であり、裁判確定人員総数の0.03%であった。

2-3-2-6表は、平成26年において、第一審の終局処理に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。

2-3-2-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(平成26年)

罪 名	総数	無罪	有 罪													家裁へ 移 送
			懲 役									3年以下		3年 以下	罰金	
			死刑	無期	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年以下					
											実刑	単純執 行猶予	保護観 察付執 行猶予			
総 数	1,202	7	2	23	13	53	131	286	226	191	62	88	119	-	1	-
殺 人	255	1	-	2	5	30	44	44	37	28	12	25	27	-	-	-
強 盗 致 死	36	-	2	17	1	3	9	3	1	-	-	-	-	-	-	-
強 盗 致 傷	267	1	-	-	1	4	11	70	70	81	9	6	14	-	-	-
強 盗 強 姦	24	-	-	2	3	5	8	5	1	-	-	-	-	-	-	-
傷 害 致 死	120	1	-	-	-	-	8	31	32	18	10	16	4	-	-	-
強 姦 致 死 傷	94	-	-	-	3	3	18	25	25	14	2	2	2	-	-	-
強 制 わ い せ つ 致 死 傷	82	-	-	-	-	1	2	4	12	13	15	9	26	-	-	-
危 険 運 転 致 死	14	-	-	-	-	-	1	10	1	1	1	-	-	-	-	-
現 住 建 造 物 等 放 火	117	1	-	1	-	2	5	5	11	22	9	20	41	-	-	-
通 貨 偽 造	11	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	6	2	-	-	-
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	6	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	1	1	-	-	-
銃 刀 法	5	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-
覚 せ い 剤 取 締 法	112	3	-	-	-	5	16	67	18	3	-	-	-	-	-	-
麻 薬 特 例 法	34	-	-	-	-	-	3	14	14	3	-	-	-	-	-	-
そ の 他	25	-	-	1	-	-	4	8	1	2	3	3	2	-	1	-

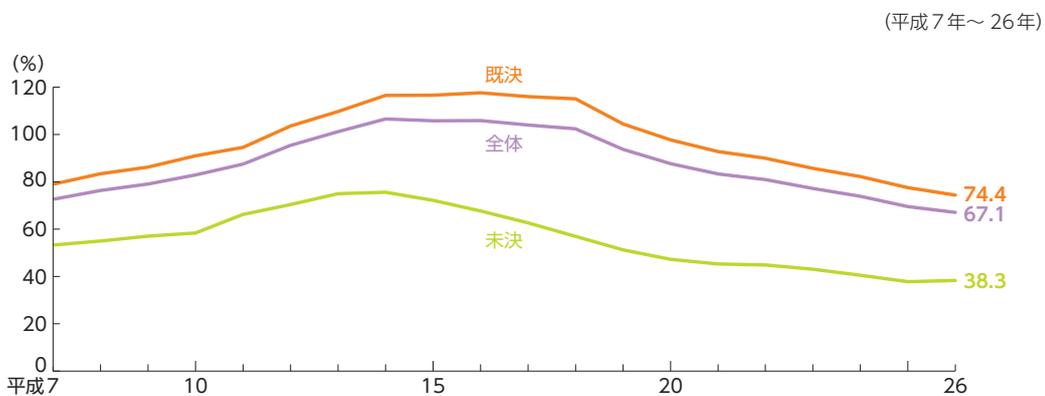
注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 4 罰金が併科されたものは、懲役（無期を含む。）にのみ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪であり、平成26年は、自動車運転死傷処罰法2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪はなかった。
 7 「その他」は、麻薬取締法違反等であるほか、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。
 8 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

4 成人矯正

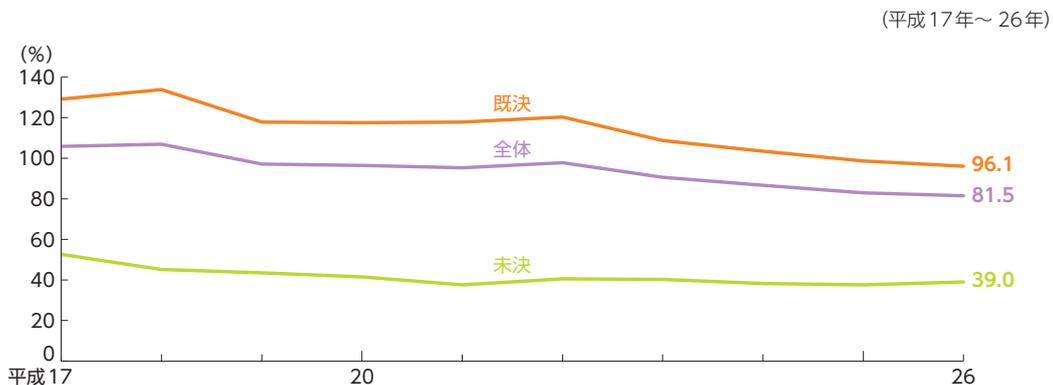
刑事施設の収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（最近20年間。ただし、女子は最近10年間）は、2-4-1-2図のとおりである。被収容者全体の収容率は、平成5年から14年にかけて大幅に上昇したが、17年から毎年低下し続けている。26年末現在において、収容人員は6万486人（前年末比2,485人減）、このうち既決の人員は5万3,532人（同2,574人減）、未決の人員は6,954人（同89人増）であった。収容率は全体で67.1%（前年末比2.5pt低下）であり、既決は74.4%（同3.2pt低下）、未決は38.3%（同0.5pt上昇）であった。女子について見ると、収容率は平成19年以降おおむね横ばいであったが、23年以降は収容棟を増設し、女子受刑者定員の拡大がなされたこともあって、低下している。26年末現在においては、女子の収容率は81.5%（既決96.1%、未決39.0%）であった。

2-4-1-2図 刑事施設の収容率の推移（総数・女子）

① 総数



② 女子



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年12月31日現在の収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

入所受刑者の人員は、平成4年に戦後最少（2万864人）を記録した後、増加し続けていたが、19年からは毎年減少し、26年は2万1,866人（前年比3.9%減）であった。女子の入所受刑者については、4年の人員は914人であり、その後18年まで一貫して増加し、それ以降は横ばいで推移している。26年は、4年の約2.3倍の2,122人であった。

5 更生保護

出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-1-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じ、26年は56.5%（前年比1.3pt上昇）であり、これを男女別に見ると、男子が54.9%（同1.5pt上昇）、女子が72.9%（同0.7pt低下）であった。

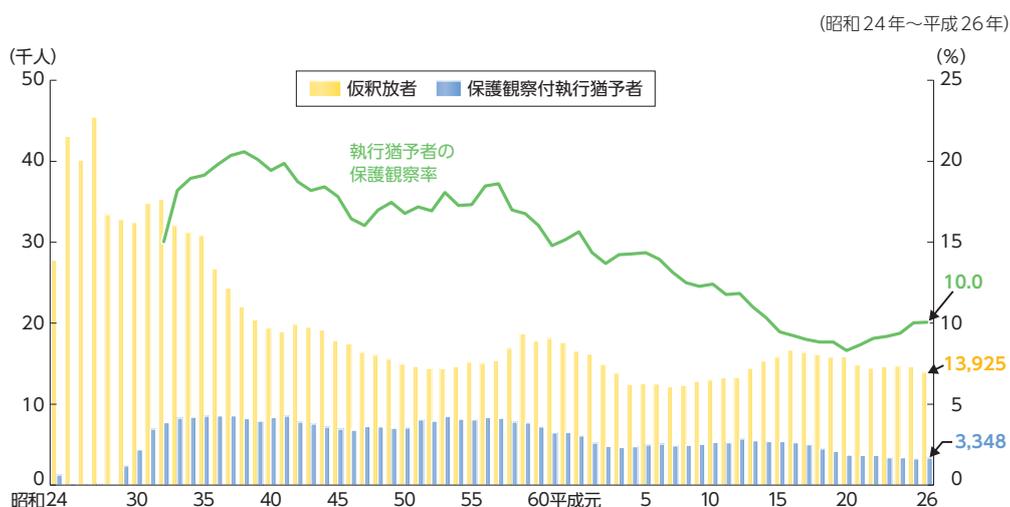
2-5-1-1図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。
2 女子の満期釈放者及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

2-5-2-1図は、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに執行猶予者の保護観察率の推移（昭和32年以降）を見たものである。平成26年の保護観察開始人員は、仮釈放者は前年より減少したが（前年比4.8%減）、保護観察付執行猶予者は前年より増加した（同2.9%増）。執行猶予者の保護観察率は、20年まで低下傾向にあったが、21年に上昇に転じ、26年は10.0%であった。

2-5-2-1図 保護観察開始人員・執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
2 「執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。

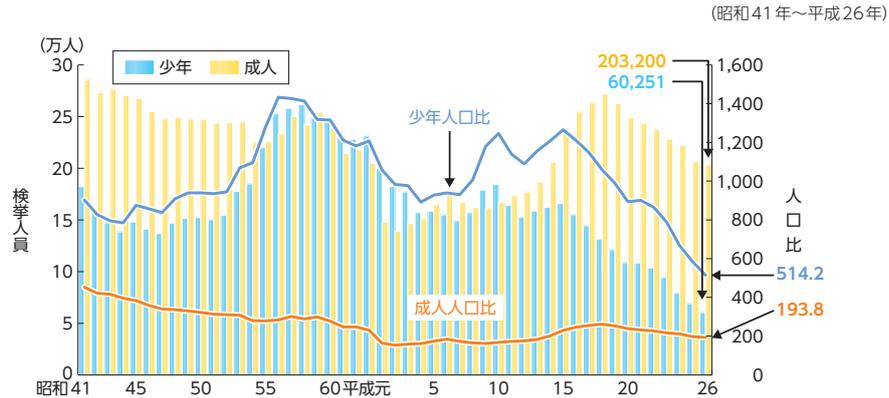
第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

1 少年非行の動向

3-1-1-1 図②は、少年による一般刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を成人と比較して見たものである。一般刑法犯では、少年の人口比は、平成16年以降低下傾向にあるものの、26年においても成人の人口比と比較して約2.7倍と高い。

3-1-1-1 図 少年による刑法犯・一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移

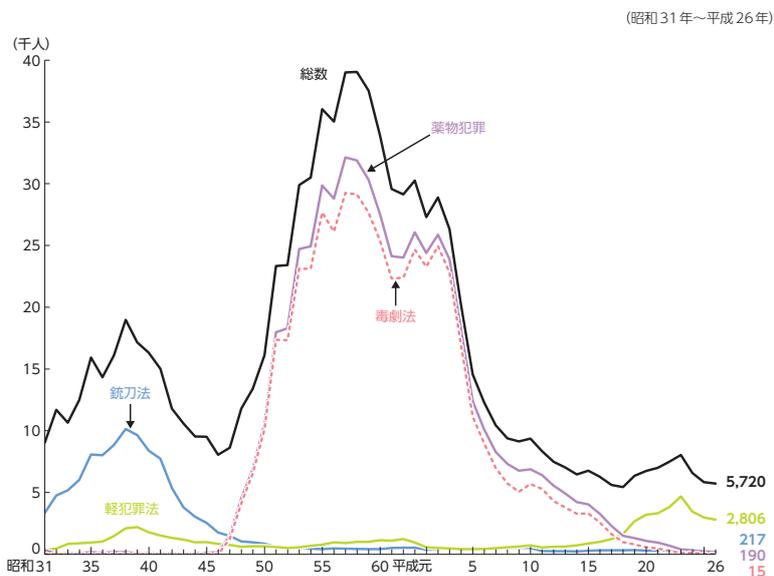
② 一般刑法犯



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 ①において、昭和45年以降は、自動車運転過失致死傷等による触法少年を除く。
 5 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯・一般刑法犯検挙人員である。

犯罪少年による特別法犯の送致人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1 図のとおりである。その総数は、昭和38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた。平成19年から増加していたが、24年からは減少に転じ、26年は5,720人（前年比1.9%減）であった。罪名別に見ると、昭和50年代から薬物犯罪が特別法犯の大半を占めていたが、平成18年以降は、薬物犯罪より軽犯罪法違反の人員が多くなっている。

3-1-2-1 図 少年による特別法犯 送致人員の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反を除き、16年以降は交通法令違反を除く。

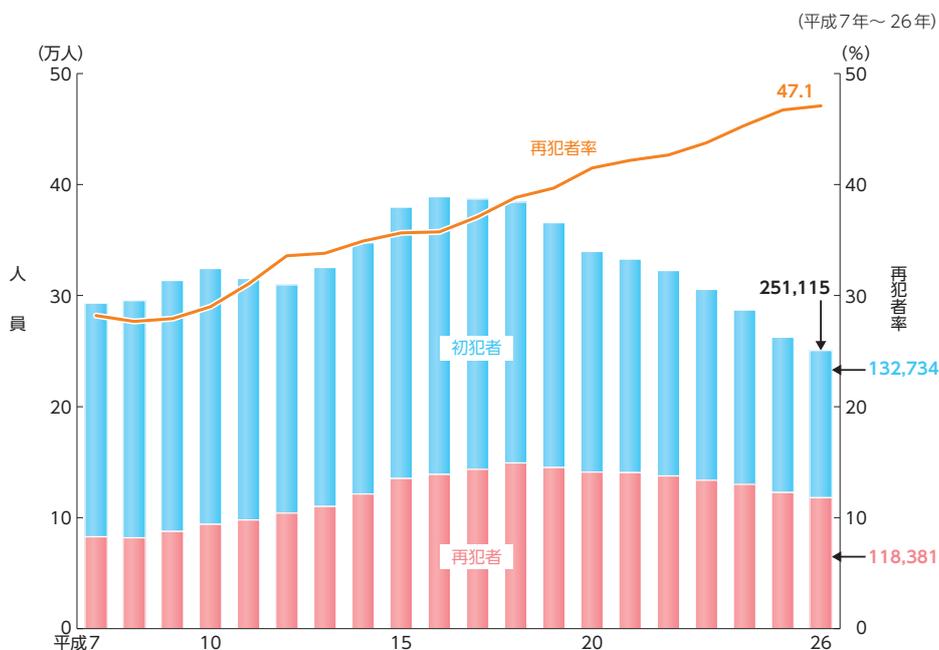
第4編 各種犯罪者の動向と処遇

1 再犯・再非行

(1) 検挙

一般刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）の推移（最近20年間）は、4-1-1-1図のとおりである。再犯者の人員は、平成9年（8万7,575人）から増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は減少し続けており、26年は18年と比べて20.6%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）から増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、26年は16年と比べて46.9%減であった。再犯者率は、9年（27.9%）から一貫して上昇し続け、26年は47.1%（前年比0.4pt上昇）であった。

4-1-1-1図 一般刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

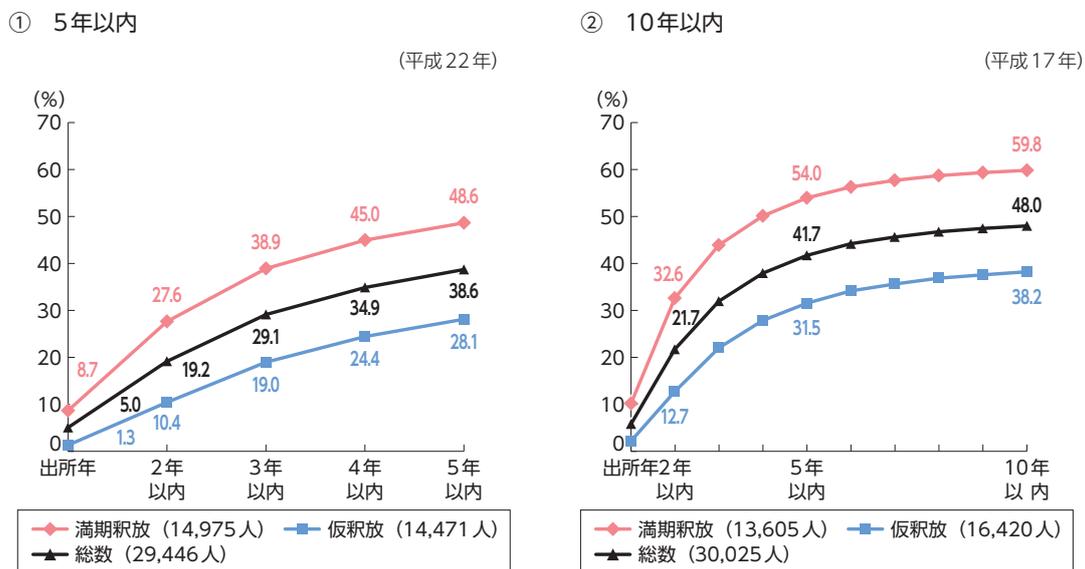
(2) 矯正

再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、26年は1万2,974人（前年比3.2%減）であった。再入者率は、16年から毎年上昇し続けており、26年は59.3%であった。

4-1-3-4図は、平成17年及び22年の出所受刑者について、出所年を含む5年間又は10年間における累積再入率（各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率）を出所事由別に見たものである。満期釈放者は、仮釈放者よりも累積再入率は相当高い。平成17年の出所受刑者

について見ると、10年以内の累積再入率は、満期釈放者では59.8%、仮釈放者では38.2%であるが、そのうち、5年以内に再入所した者は、それぞれ、10年以内に再入所した者の約9割、約8割を占めている。また、満期釈放者の場合、5年以内及び10年以内に再入所した者の過半数は、2年以内に再入所している。

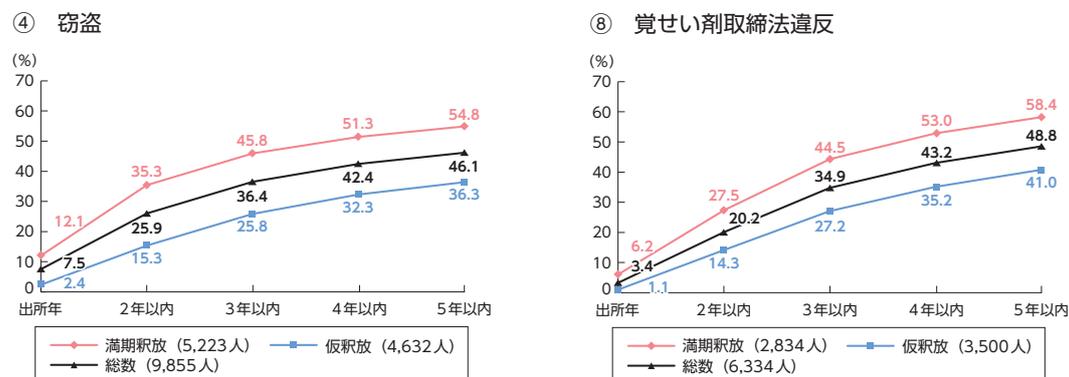
4-1-3-4図 出所受刑者の出所事由別累積再入率



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「累積再入率」は、①では平成22年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率を、②では17年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

4-1-3-5図は、平成22年の出所受刑者について、出所年を含む5年間ににおける出所事由別累積再入率を罪名別に見たものである。覚せい剤取締法違反及び窃盗は、他の罪名と比べ、満期釈放者・仮釈放者共に、5年以内の累積再入率が高い。また、詐欺の満期釈放者は、覚せい剤取締法違反及び窃盗の満期釈放者に次いで、累積再入率が高い。

4-1-3-5図 出所受刑者の出所事由別5年以内累積再入率（罪名別）



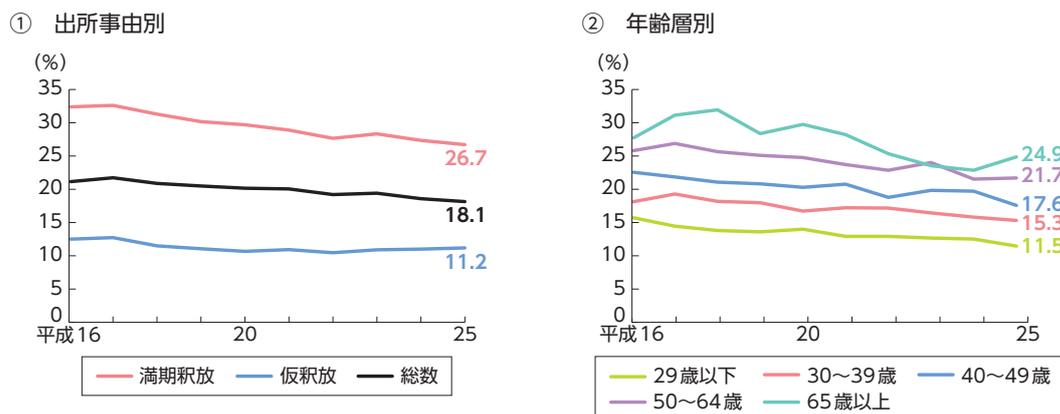
注 1 4-1-3-4図の脚注1及び2に同じ。
 2 「5年以内累積再入率」は、平成22年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。
 3 平成22年に仮釈放により出所した者のうち、殺人及び放火については、同年末までに再入所した者はいなかった。

4-1-3-7図①は、平成16年から25年の各年の出所受刑者について、出所年を含む2年間に
おける累積再入率（2年以内累積再入率）の推移を出所事由別に見たものである。総数及び満
期釈放者の2年以内累積再入率は、18年以降わずかながら低下傾向にあるのに対し、仮釈放
者の2年以内累積再入率は、23年以降わずかながら上昇している。25年の出所受刑者の2年
以内累積再入率は、総数では18.1%（前年比0.4pt低下）、満期釈放者では26.7%（同0.6pt
低下）、仮釈放者では11.2%（同0.2pt上昇）であった。

4-1-3-7図②は、平成16年から25年の各年の出所受刑者について、2年以内累積再入率の
推移を年齢層別に見たものである。29歳以下の年齢層が一貫して最も低く、年齢層が上がる
につれて高くなる傾向にある。25年の出所受刑者の2年以内累積再入率は、前年と比べ、49
歳以下の各年齢層において、いずれも低下したのに対し、50歳以上の各年齢層においては上
昇した。65歳以上の高齢者層の2年以内累積再入率は、他の年齢層と比べて、21年以降大き
く低下していたが、25年は前年より2.0pt上昇した。

4-1-3-7図 出所受刑者の2年以内累積再入率の推移

(平成16年～25年)



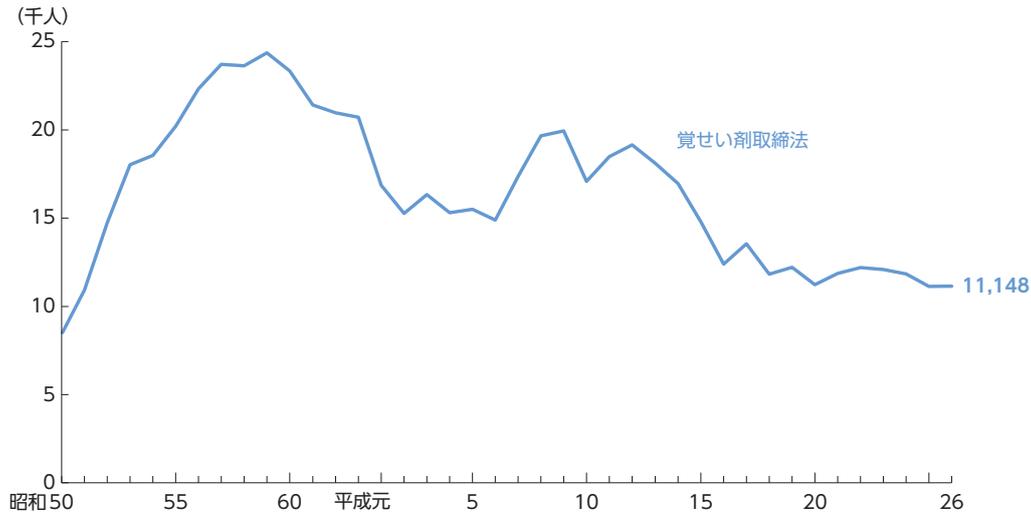
注 1 4-1-3-4図の脚注1及び2と同じ。
2 「2年以内累積再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を含む2年間に再入所した者の累積人員の比率をいう。
3 ②は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

2 薬物犯罪者

覚せい剤取締法違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、4-4-1-1図のとおりである。検
挙人員は、昭和29年（5万5,664人）に最初のピークを迎えたが、罰則の強化や徹底した検
挙等により急激に減少し、32年から44年までは毎年1,000人を下回っていた。その後、45
年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。60年から
は減少傾向となったが、平成7年から再び増加に転じ、9年には平成に入って最多となる1万
9,937人を記録した。13年以降は減少傾向にあるものの、毎年1万人を超える状況が続いて
いる。

4-4-1-1 図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移

(昭和50年～平成26年)



- 注 1 内閣府の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料による。
 2 覚せい剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

いわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、**4-4-1-5表**のとおりである。

危険ドラッグに関しては、指定薬物による保健衛生上の危害を防止するため、平成25年12月、医薬品医療機器等法（26年11月25日前の法律名は「薬事法」）が改正され、指定薬物の単純所持・使用等についても処罰されることになった（26年4月1日施行）。また、26年1月からは、新たな包括指定により指定薬物の対象が拡大されている。

危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員は、平成24年から急増し、26年は840人であった。同年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は492人（前年比455人増）であるが、そのうち326人は指定薬物の単純所持・使用等（同法84条26号に規定する罪をいい、製造・輸入・販売・授与に係る罪を除く。）の検挙人員であった。

4-4-1-5表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

(平成22年～26年)

適用法令	22年	23年	24年	25年	26年
総数	10	6	112	176	840
医薬品医療機器等法	9	6	57	37	492
麻薬取締法	1	—	26	89	98
交通関係法令	—	—	19	40	160
その他	—	—	10	10	90

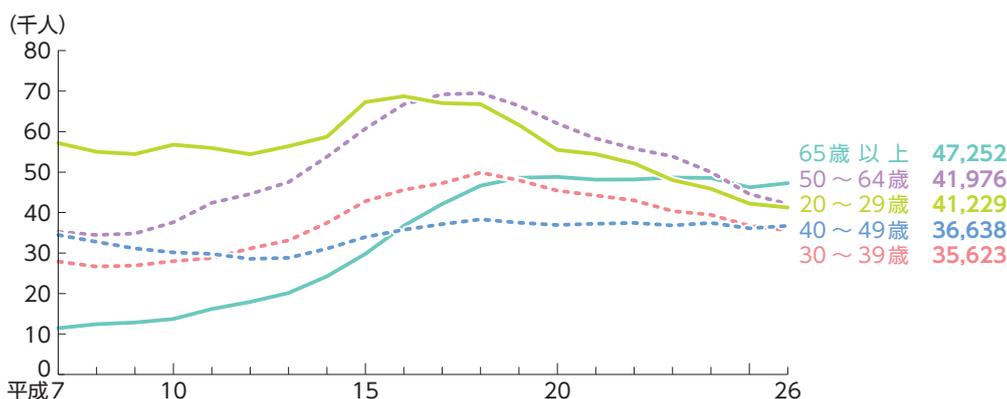
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 3 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚せい剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 4 「医薬品医療機器等法」及び「麻薬取締法」の検挙人員は、危険ドラッグからそれぞれ指定薬物又は麻薬が検出された場合に限る。
 5 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷、過失運転致死傷及び道路交通法違反等の検挙人員である。
 6 「その他」は、覚せい剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死等のほか、平成26年は指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 7 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

3 高齢犯罪者

4-5-1-1図は、一般刑法犯について、年齢層別の検挙人員の推移（最近20年間）を見たものである。高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり、平成8年以降増加が著しかったが、19年からはおおむね横ばいで推移し、26年は4万7,252人（前年比2.2%増）となったものの、7年の検挙人員の約4倍であり、成人の他の年齢層と比較して最も多かった。

4-5-1-1図 一般刑法犯 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成7年～26年）

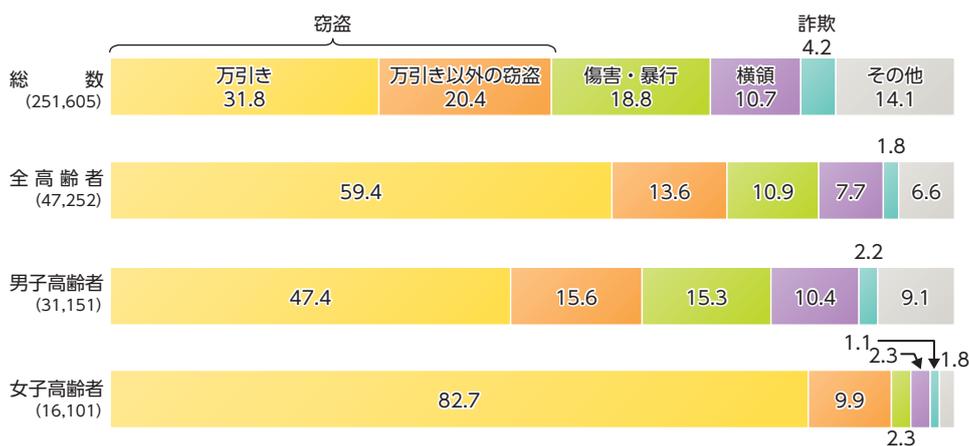


注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。

4-5-1-3図は、平成26年における高齢者の一般刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。総数と比べて、高齢者では窃盗の割合が高いが、特に女子では、約9割が窃盗であり、しかも万引きによる者の割合が約8割と際立って高い。

4-5-1-3図 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

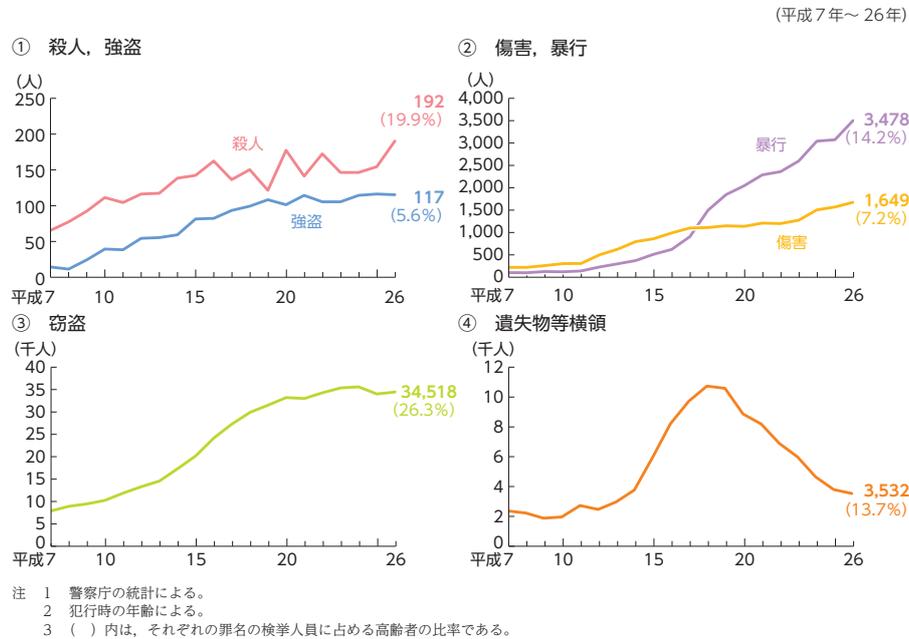
（平成26年）



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
4 () 内は、実人員である。

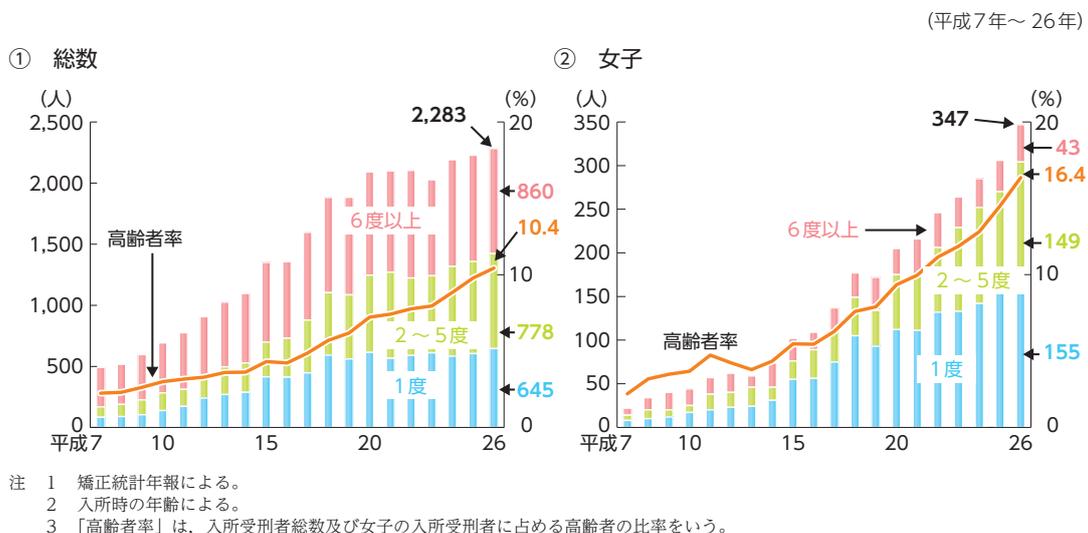
4-5-1-4図は、高齢者の検挙人員の推移（最近20年間）を罪名別に見たものである。高齢者の一般刑法犯検挙人員の大半を占める窃盗は、平成24年まで著しく増加し、25年に減少したものの、26年は再び増加（前年比1.3%増）し、7年の約4.4倍であった。さらに粗暴犯である傷害及び暴行も著しく増加しており、重大事犯である殺人及び強盗も増加傾向にある。

4-5-1-4図 高齢者の検挙人員の推移（罪名別）



4-5-2-2図は、高齢者の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を入所度数別に見たものである。その人員は、総数及び女子共に最近20年間、ほぼ一貫して増加し、平成26年は、7年と比べて、総数で約4.6倍に、女子では約16倍に激増している。入所受刑者総数に占める高齢者の比率（高齢者率）も、ほぼ一貫して上昇しており、特に女子はその傾向が顕著である。また、高齢者は、入所受刑者全体と比べて、再入者の割合（再入者率）が高い。

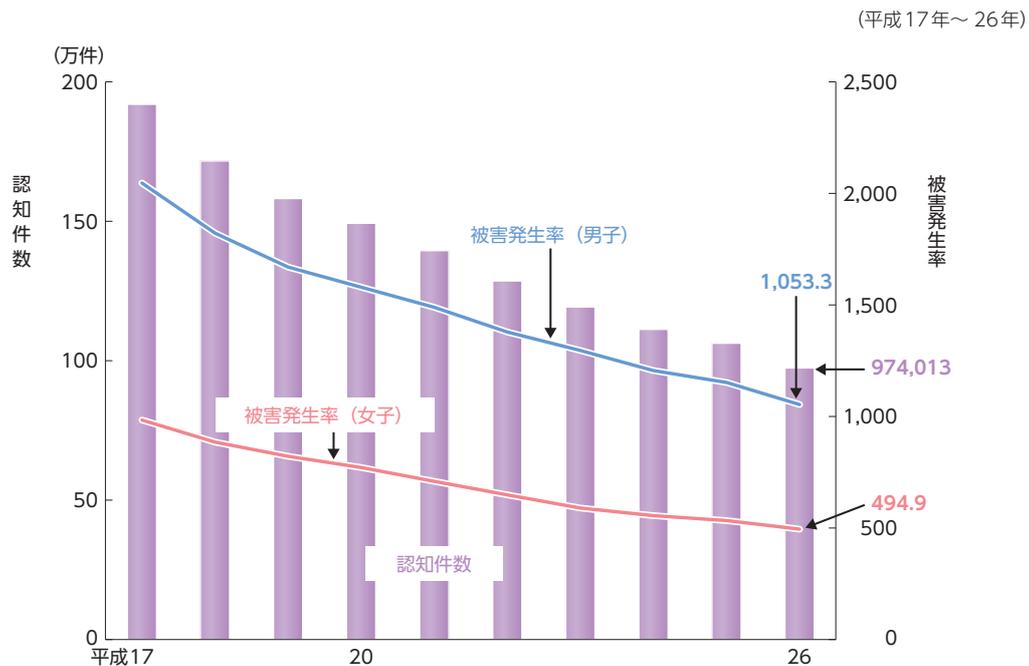
4-5-2-2図 高齢入所受刑者人員（入所度数別）・高齢者率の推移（総数・女子別）



第5編 犯罪被害者

5-1-1-1 図は、人が被害者となった一般刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。）の推移（最近10年間）を見たものである。平成26年の認知件数及び被害発生率は、いずれも17年と比べて大きく減少・低下し、共に約2分の1である。男子の被害発生率は、いずれの年も女子の2倍以上である。

5-1-1-1 図 人が被害者となった一般刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

5-1-3-1 表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害がない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。平成26年の認知件数及び被害総額は、17年と比べて、それぞれ49.3%、35.1%減少している。26年の被害総額は、約1,820億円（現金被害は約1,132億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の46.5%を占め、次いで、窃盗によるものが44.7%であり、詐欺の被害総額が、平成に入って初めて窃盗の被害総額を上回った。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の71.6%を占めている。

5-1-3-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

(平成17年～26年)

年次	認知件数	被害総額		罪名別被害額											
		現金被害額	現金被害額	強盗	現金被害額	窃盗	現金被害額	詐欺	現金被害額	恐喝	現金被害額	横領	現金被害額	遺失物等横領	現金被害額
17年	1,925,501	2,805.4	1,133.9	23.3	13.0	2,002.3	459.3	625.6	538.0	25.9	23.1	122.0	99.3	6.3	1.1
18	1,718,748	2,458.4	1,080.1	17.6	12.4	1,666.7	380.0	611.7	555.8	25.1	22.4	131.1	108.3	6.3	1.2
19	1,595,300	2,285.9	1,022.5	21.6	9.8	1,442.5	318.7	671.3	601.8	33.8	21.3	111.1	69.7	5.5	1.2
20	1,525,559	2,246.6	1,094.1	12.1	7.2	1,333.3	276.3	738.3	687.9	26.8	13.5	131.1	108.0	4.9	1.2
21	1,429,080	1,824.0	794.7	15.3	10.8	1,193.5	246.7	479.9	445.7	14.3	11.7	116.6	78.8	4.5	1.0
22	1,333,765	1,693.2	727.7	11.4	9.5	1,117.0	227.0	406.3	366.2	13.4	11.9	141.0	112.0	4.2	1.0
23	1,245,485	1,700.1	763.8	14.6	12.7	1,106.2	224.7	468.1	432.8	12.0	9.5	95.0	82.8	4.1	1.3
24	1,143,417	1,956.5	1,108.2	8.3	4.2	1,001.5	205.0	840.9	809.0	11.6	10.0	89.6	78.9	4.6	1.2
25	1,061,308	1,873.3	1,064.1	8.0	6.1	965.2	201.0	775.4	745.2	10.2	9.3	111.0	101.3	3.4	1.3
26	976,136	1,820.4	1,131.8	6.8	5.4	814.6	176.2	846.3	810.4	7.0	6.5	142.2	132.0	3.5	1.4

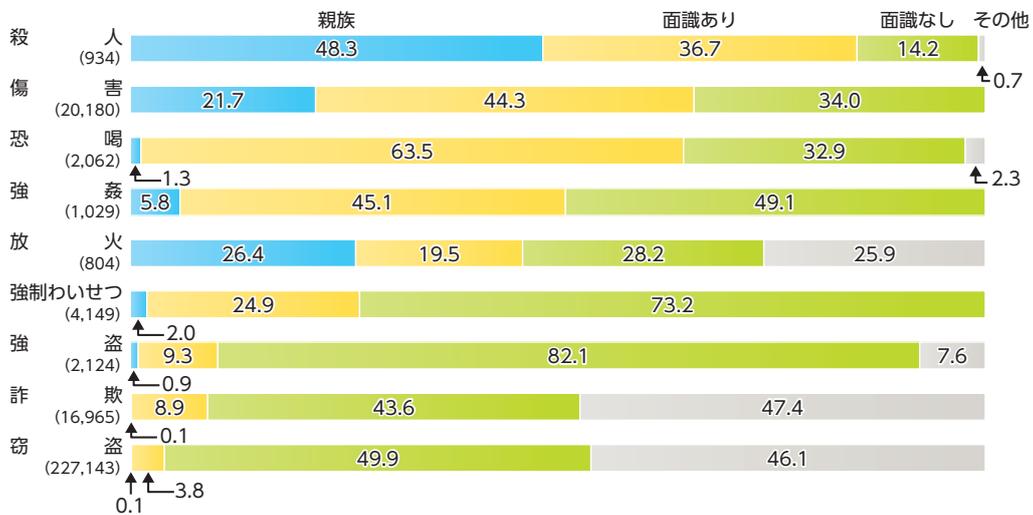
(金額の単位は、億円)

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害がない場合を含む。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

5-1-4-1図は、主な罪名ごとに、平成26年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件を欠くことが確認された事件を除く。）を被害者と被疑者との関係別の構成比で見たものである。

5-1-4-1図 検挙件数の被害者と被疑者の関係別構成比（罪名別）

(平成26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）
 4 ()内は、実人員である。